

八間山旧埋立地松くい虫被害木伐採作業業務委託仕様書

1. 一般事項

- (1) 件名 八間山旧埋立地松くい虫被害木伐採作業業務委託
- (2) 作業場所 酒田市浜中字八間山533-1、540-1、541
- (3) 作業期間 令和8年5月1日から令和8年7月31日まで

2. 作業内容

(1) 枝落とし、除伐作業

- ① 枝落とし、除伐作業にあたっては、労働災害防止のための必要な措置を行い、作業の安全を図るものとする。
- ② 切断、除去した木が、他の立木に損傷を与えないよう十分に注意するものとする。
- ③ 除伐作業にあたっては、枝条が散乱しないよう注意するとともに、散乱した枝条は確実に集積するものとする。
- ④ 除伐は300本程度選木し、行うものとする。

(2) 破砕作業

- ① 切り落とした枝は木材チップパーにより15mm程度に破砕し、林内に散布するものとする。

3. 作業の報告・検査

作業が完了したときは、受託者は委託者に対して作業完了報告書、着工前写真、完成写真、作業写真を提出し、委託者による検査を受けなければならない。

4. 委託料の支払い

- (1) 委託料は業務完了後支払うものとする。
- (2) 受託者は、委託者が行う検査に合格したあとに委託料を請求できるものとし、委託者は正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

5. その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。